

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和5年5月10日

京都府知事様



提出者

住所 長岡京市勝竜寺樋ノ口1

氏名 京都府流域下水道事務所 所長 岸田 二彦

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 075-954-1879

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和4年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	京都府流域下水道事務所 木津川上流浄化センター
事業場の所在地	相楽郡精華町大字下狹小字椋ノ木97番地
事業の種類	363 下水道業
産業廃棄物処理計画における 計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	84,090t	全処理委託量	4,990t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	-t	優良認定処理業者への 処理委託量	4,490t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	-t	再生利用業者への 処理委託量	3,600t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	79,300t	認定熱回収業者への 処理委託量	-t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	-t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	-t
※事務処理欄			

(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：汚泥（供給汚泥、し渣等）)

有 儲 物 量	
不要物等発生量	

自ら直接 再生利用した量	②	—
自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量	③	—

排 出 量	実績値	自ら中間処理 した量	自ら中間処理した 後の残さ量
① 82,134.91	82,134.91	④ 82,054.8	⑥ 4,899.24
		④のうち熱回収 を行った量	自ら中間処理によ り減量した量

②+③自ら再生利用を行った量	—	⑤自ら熱回収を行った量	—
⑥自ら中間処理により減量した量	77,155.6	⑦自ら埋立処分を行った量	—
⑧+⑨自ら埋立処分を行った量	—	⑩全処理委託量	4,979.35
⑩優良認定処理業者への 処理委託量	4,979.35	⑪再生利用業者への処 理委託量	4,899.24
⑫熱回収認定業者への處 理委託量	4,327.46	⑬熱回収を行う業者への處 理委託量	—
⑭熱回収認定業者以外の 業者への処理委託量	—	⑮優良認定業者への處 理委託量	4,327.46

自ら中間処理した後 再生利用した量	⑧	—	⑩のうち再生利用 業者への処理委託量	⑫ 4,899.24	
自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量	③	—	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投人処分した量	⑨	—
自ら中間処理 した量	④	82,054.8	自ら中間処理した 後の残さ量	⑥ 4,899.24	
④のうち熱回収 を行った量	—	自ら中間処理によ り減量した量	⑦ 77,155.6		
自ら中間処理した後 直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量	—	自ら中間処理した後 の残さ量	⑩ 4,979.35		
⑩のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量	—	⑪のうち優良認定 処理業者への 処理委託量	⑯ 4,327.46		
⑪のうち優良認定 業者への 処理委託量	—	⑫のうち再生利用 業者への 処理委託量	⑰ 4,899.24		

(第2面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。